

道教組短信②

2020.3.3

休校中の教職員の勤務について要請



本人や家族に風邪症状が見られる場合、 子の世話をを行う場合、災害事故休暇に



道教委、新型コロナウイルス感染防止に関する休暇の取扱いを通知！

道教組では、こうした声を北海道教育委員会に伝えることしました。

① 幼児児童生徒を養育する教職員の特別休暇や在宅勤務を認め、安心して養育できる体制を整えてほしい！

② 感染拡大防止の観点から、教職員の勤務についても実態に合わせ柔軟に判断してほしい！

2

知事による「一週間の休校要請」。情勢が変わって、道内の多くの市町村では「春休みまで臨時休校」という決定に...

一週間なら年休でもどうにかなるけどさすがに長くは休めない... どうしよう

こんな、子育て世代の先生方の悲痛な声が聞こえてきました。

1

道教組は、こうした柔軟な対応が、教職員だけでなく、働く保護者のみなさんの職場にも広がることを願っています。

今回の臨時休校で困っていることはみんなでも共有し、少しでもいい方法をみんなで作っていきましょう。

みんなで力合わせを進めよう！

4

区分	要件等	休暇等の区分
職員	新型コロナウイルス感染	病気休暇
	保健所により濃厚接触者とされた発熱等の風邪症状	職専免
親族等	発熱等の風邪症状 小・中・高等学校・特別支援学校の臨時休業の事情がある →子の世話をを行うため勤務しないことがやむを得ない	災害事故休暇

参考：
2020年3月2日道教委発出 教総2138号「新型コロナウイルス感染症拡大防止において出勤することが著しく困難であると認められる場合の休暇の取扱いについて(通知)」
2020年3月2日道教委発出 教総2139号「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う休暇等の取扱いについて」

そうすると、3月2日に次のような通知が発出されました。

3

2020.3.3 全北海道教職員組合

●休校中の教職員の勤務について、道教委に要請

3月2日、道教組は道高教組とともに、新型コロナウイルス感染症対策に係る教職員の勤務などについて、道教委に要請を行いました。要求書などの書面は提出せず、口頭でのやりとりとなりました。主なやりとりについては、次の通りです。

- ★要請①：幼児児童生徒を養育する教職員の特別休暇や在宅勤務を認め、安心して養育できる体制を整えること

★要請②：感染拡大防止の観点から、教職員の勤務についても実態に合わせ柔軟に判断するよう通知すべき

この2点について、道教委は、検討し、詳細が決まり次第、2、3日中に通知を出すと回答しました。そして、3月2日中に、表面③の内容の通知を出しました。

- 本人に、風邪症状が見られる
- 家族に、風邪症状が見られる
- 小、中、高、特支の子の世話



これらのすべてについて、「やむを得ない場合」と校長が認めたには**災害事故休暇**となります。対象の教職員については、3月2日から、災害事故休暇を取ることができます。

●その他の教職員の勤務についても、柔軟な対応を要請

文科省の通知には、コロナウイルスの感染拡大を防止するため、「在宅勤務や時差出勤を推進」と書かれています。道教委としても、感染拡大防止の観点から、すべての教職員に在宅勤務を認めるべきと要請しました。

道教委は、文科省の通知にある「時差出勤」については、道職員もすでに制度導入したところであり、教職員にも適用させる検討は可能だと回答したものの、「在宅勤務」については、この場では認めませんでした。

札幌市教委は、例外的に「自宅研修」を認めており、道教委に対して、今後も求めていきます。

●日額制の臨時・非常勤職員の勤務についても速やかな対応を要請

日額制の臨時・非常勤職員にとっては、臨時休校に伴い勤務がなくなることは、死活問題です。文科省の通知には、非常勤職員の勤務について、次のような記述があります。

非常勤講師については、授業がない場合であっても、授業準備、年度末の成績処理や児童生徒の家庭学習の支援などの業務を行うことにより、引き続き休校中においても任用することが考えられるところであり、各教育委員会において、当該非常勤講師の任用形態や学校の運営状況等を踏まえながら、適切な対応をお願いしたいと考えています。

*「新型コロナウイルス感染症対策のための小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における一斉臨時休業に関するQ & A（令和2年2月28日時点）」より

この記述を引き合いに出しながら、時間講師、支援員、スクールカウンセラーなどの臨時・非常勤職員の勤務について、早急に適切な対応を行うよう求めました。

道教委は、文科省の通知内容をふまえて検討を行い、2～3日中には通知ができるようになるだろうと回答しました。

勤務の判断は市町村教委になりますので、文科省の通知内容を伝えれば、適切な対応がなされると思われまます。それでも不適切な対応がある場合、道教組にご相談ください。

●学童の人員不足について、教員への協力要請を検討

3月2日の要請の場で、道教委は、学童の人員不足について、厚労省から文科省に協力要請があり、道教委として現時点で検討している内容が話されました。

現在、放課後の時間に行われている学童保育について、朝から開所することとし、人員不足を補うため、子どもの指導の専門性に長けている教員に職務として協力を要請することとしています。その場合、「あくまで、本人の意向を尊重すること」「学校外の場所で行う場合、旅費を支給する」という内容で検討を進めているとのこと。